

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.037

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 高度利用地区内の道路斜線制限の例外許可 |
| 処 分 の 概 要 | 建築基準法第59条第4項により、高度利用地区内において、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、斜線制限の各規定が適用されません。 |
| 根拠法令等・条項 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条第4項 |
| 審 査 基 準 | 処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。 |
| 標準処理期間 | 許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。 |
| 設 定 年 月 日 | 平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日） |
| 申 請 時 期 | 随時 |
| 申 請 方 法 | 本庁4階建築課窓口への提出 |
| 備 考 | ・申請手数料：一件につき 160,000円 |

■ 建築基準法
(高度利用地区)

第五十九条

1～3 省略

4 高度利用地区内においては、敷地内に道路に接して有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定は、適用しない。

5 省略